

1. 金融機関による事業者支援の徹底等について

- 新型コロナウイルス感染症については、令和2年11月以降の感染者数の拡大の下で、経済活動の停滞への懸念が改めて広がりつつあるところ。
- 政府としては、同年12月8日、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を決定し、同月15日には第三次補正予算を編成するなどにより、感染防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナに向けた経済構造の転換をしっかりと進めていく所存である。
- 経済対策では、民間金融機関による事業者支援について、
 - ・ 民間金融機関を通じたいわゆる「実質無利子・無担保融資」の制度融資について、令和3年3月まで実施する、
 - ・ また、別途、「中小企業等の経営改善等の取組に係る新たな信用保証制度」を措置する、こととされている。
- 新たな信用保証制度については、別途所管省庁（中小企業庁）から実務的にご説明させていただく予定としているが、事業者の経営改善等を促す制度として、
 - ・ 事業者が融資実行時点で経営改善計画を金融機関とともに作成し、融資以後も金融機関が継続的にフォローアップを行うことを前提に、
 - ・ 保証料率を通常のセーフティーネット保証等と比べ大幅に軽減するもの。
- また、関連して、経済対策では、中小企業の事業継続や業態転換等を後押しする観点から、中堅・中小企業の新分野展開、事業転換、業態・業種転換等の取組み等に対して、これらに係る設備投資費用等を最大1億円補助する「事業再構築補助金」を創設することとされている。
- 経済対策発表の同日には、金融機関における事業者支援の更なる徹底の観点から、金融担当大臣より、金融機関に対し、
 - ・ 年末・年度末に向け、返済猶予等の条件変更やプロパー融資、信用保証

協会保証付き融資など様々な方策を組み合わせ、事業者のニーズに合った資金繰り支援を迅速に行っていくこと、

- ・ 実質無利子・無担保融資を受けている事業者に対しては、その据置期間が終了するまでの期間において、継続的な業況把握を通じて返済能力の変化を適時適切に捉えるとともに、返済に支障を来さないよう、きめ細やかな対応を継続的に行うこと、
- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」及び同ガイドラインの特則の積極的な周知を行うとともに、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むこと、
- ・ 12月のボーナス返済を設定している顧客からの返済猶予等の相談が寄せられることなども踏まえ、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと、

などを要請させていただいた。

○ 金融機関におけるこれまでの事業者支援の取組みに感謝申し上げつつ、感染拡大も見られる中で、事業者支援の徹底について、改めてよろしくお願いしたい。

○ なお、日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）の資本性劣後ローンについては、各地で開催されている、金融機関と日本旅館協会及び観光庁・中小企業庁・金融庁等の関係省庁等による懇談会の場でも、宿泊事業者から、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を強く受ける中で、関係機関と協議して行う財務リストラの一環として、民間金融機関等による既存融資を、公庫や商工中金等による資本性劣後ローンに組み替えて、財務基盤を強化したいが、いわゆる「旧債振替え」への懸念や、民間金融機関との話合いが進捗しない等により、財務再構築が必ずしも進まない例がある

との意見が見られている。

○ 「旧債振替え」に当たるかについては、主務省庁・公庫等において、

- ・ 事業再生局面など、関係金融機関が合意の上で財務・事業の再構築を進める等の場合には、民間金融機関による既往のプロパー融資が、日本公庫・商工中金等による資本性劣後ローンに振り替わることについては、一律に

「旧債振替え」として禁止されるものではない

としているものと承知しており、民間金融機関においては、

- ・ 各金融機関の現場担当者や、事業者が、こうした取扱いを十分に理解した上で、事業再構築に必要な支援制度を適切に選択・活用出来るよう、現場への浸透と、前広・柔軟な事業者との相談・協議を行う

よう、改めてお願いしたい。

- その際、実際の案件検討・実施に当たっては、当該事業者の再生等に関わる、日本公庫等の政府系金融機関や他の民間金融機関との密接な連携が必要不可欠であり、関係者間で協議しつつ対応を進めていただきたい。

2. 個人向けビジネスに関するモニタリング結果について

- コロナ禍で個人の経済活動が影響を受けているほか、キャッシュレス・デジタル化が進展するなど、事業環境に変化がみられることを踏まえ、3メガバンク等における国内個人向けビジネスの足許の状況についてヒアリングを行った。
- その結果、
 - ・ 多くのグループにおいて、手数料ビジネスについては富裕層向けに経営資源を集中する一方、マスマリテール向けは非対面チャネルの強化等によって効率化を図る方針であること、
 - ・ 住宅ローンや銀行カードローン等の与信ビジネスに関する取組方針について各グループでばらつきがみられるが、コロナ禍においても延滞率の著しい変化は今のところ見られないこと、
 - ・ キャッシュレス決済については、依然としてクレジットカードを主力商品としつつも、他社との連携も含めた QR コード決済の取組みを進めていること、
 - ・ 各グループとも、デジタル活用や総合店舗削減・個人専用店舗拡大といった店舗見直し等により、コスト構造改革を進めていく方針であること、等が確認された。

- 今後とも、
 - ・ 富裕層向けを含めた資産運用・資産形成ビジネス等においては、市場ワーキング・グループ報告書の提言を踏まえた顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指していくこと、
 - ・ 銀行カードローンにおいては、多重債務発生の抑制の観点から、債務者にとって過剰な貸付けになっていないかの確認を行うこと、
 - ・ キャッシュレス決済においては、適切に認証方式や不正防止策を講じ、サービスの安全性を確保すること、等が重要であると考えており、顧客利便性の向上や顧客保護の観点にも十分留意し、業務を行っていただきたい。

3. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」について

- 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」について、令和2年12月16日、第3回会合を開催する。
- 本研究会では、不動産担保等を中心とするこれまでの日本の担保制度について、新たな選択肢を追加する形で、ノウハウや顧客基盤等の無形資産を含む事業全体を担保とする「包括的な担保権」を導入できないかといった点について、議論が進められてきた。
- 現状の実務を出発点に、事業の立上げ・成長・再生・承継等の様々なフェーズで、包括的な担保権が導入された場合に、具体的にどのような活用方法・メリット等があるかといった改正の趣旨・効果等に関する内容を中心に、できる限り年内には文書をまとめたいと考えている。
- その中では、「包括的な担保権」に係る一定の制度のイメージ等も議論・記述される見込みであるが、具体的にどのような制度設計があり得るかなどについては、実際には、来年以降、法制審において議論される事項である。
- 価値ある事業の継続に資するより良い融資実務・再生実務を実現するような立法の具体的なあり方については、引き続き金融庁としても議論に参画していきたいと考えており、貴協会とも、具体的な実務を踏まえた留意点などについて意見交換の機会をいただければ幸いである。

4. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 今般、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、金融庁所管法令・監督指針等において押印等を求める記載を削除するための市中協議を令和2年10月27日より開始したところ(同年12月公布・施行予定)。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、翌年6月末までに見直す方針。

(登記事項証明書の添付省略について)

- また、令和2年10月23日、金融庁より貴協会を含む各業界団体に対して周知させていただいたところであるが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」や「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、法務省の登記情報システムが改修され、同月26日より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、同日より、その添付省略の取扱いを開始しているので、この場を借りて改めて周知させていただきたい。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 令和2年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会より銀行業界における書面・押印等の見直しに向けた課題と方針について発表いただき感謝申し上げます。
- 今後、論点整理の取りまとめを今月中に行う予定だが、その中では、押印とその代替手段としての電子署名の法的効力のような業界横断的な論点のほか、銀行業界に関しては、口座開設や融資の申込み等の各種手続の見直しに向けた課題や業界として考えられる対応、参考となる事例を整理し、盛り込む予定である。
- 貴協会の発表の中で、「あらゆる取引の電子化」を目指す姿とし、今後も

各銀行及び貴協会として取組みを進める方針を打ち出していただいたところ、先ほど申し上げた規制の見直しに合わせ、引き続き、皆さまにおかれても、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。

5. 不正送金関連について

- 令和2年11月30日に全銀協、また、同年12月3日に資金移動業協会が、それぞれ不正送金問題を踏まえたガイドラインを策定・公表した。金融庁も、銀行向けの監督指針案、資金移動業者向けの事務ガイドライン案をそれぞれ公表予定である。
- これらを踏まえ、チャージ再開に向けて、認証強化、利用者相談、補償に関して十分な態勢を整備することが大事である。
- 特に本件は、リスク評価や補償・相談態勢に関して、銀行と資金移動業者の連携不足が一因であり、改めて、資金移動業者側と協力体制を構築していくことが重要である。

6. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 令和2年12月11日、ガイドラインの改訂案を公表した（令和3年1月22日までパブリックコメントを実施）。また、いただいたご意見も踏まえ、追ってFAQを公表予定である。
- 改訂により金融機関に求められる対応が明確化されることで、態勢の高度化をさらに進めていただくことを期待している。

(参考) 改訂の概要

① モニタリングで把握した課題等の整理

- ・ 顧客ごとのリスク評価及び、高リスク取引に対する営業実態の把握等を、「対応が求められる事項」として整理。
- ・ ネットを利用した非対面取引への対応として、リスク管理に必要な顧客情報の取得等について厳格な体制を求める。

② 他の金融機関や事業者との業務提携等

- ・ 新商品・新技術を取り扱う場合には、当該商品サービスのリスクの検証に加え、その提供に係る提携先、連携先等のリスク管理体制の有効性も検証する旨を記載。

③ 簡素な顧客管理（SDD）の留意点の追記

- ・ 低リスクと判断した顧客について、リスクに応じて、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にする「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」について、留意事項を追記。SDDの対象となる顧客や取引について具体的な判断基準を記載。

④ 継続的顧客管理における顧客情報の更新等

- ・ 顧客情報の更新に際して、必ずしも、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、店頭取引や各種変更手続の際に、あわせて情報更新を行う等のやり方も認められる旨を記載。

7. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- 総理主宰のデジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」で、令和2年12月11日に報告書が取りまとめられた。
- 報告書では、
 - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み、
 - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み、等の創設に向け、次期通常国会に所要の法律案を提出するとされている。
- 報告書を踏まえ、政府として対応を進めていくので、引き続きご協力をお願いしたい。

8. LIBORの恒久的な公表停止に係る対応について

- 日本円金利指標に関する検討委員会が、令和2年11月30日に、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」の取りまとめ報告書を公表した。市中協議は、検討委員会が推奨する「貸出」及び「債券」それぞれのフォールバック・レートのウォーターフォール構造（優先順位）及びスプレッド調整手法について賛否を問うものであったが、結果は、大多

数の先から賛同が得られた。

- どの代替金利指標を使うかは、契約当事者間の交渉・合意により決定されるものであるが、令和3年末まで残り約1年となる中、市中協議の結果も参考にしながら、円 LIBOR からの円滑な移行に向けての取組みを加速させていただきたい。

9. LIBOR について

- 令和2年12月4日、イギリスの LIBOR 運営機関（IBA）から公表された市中協議についてご紹介する。
- この市中協議では、
 - ・ 円・ポンド・ユーロ・スイスフラン建て、また、1週間物と2カ月物のドル建ての LIBOR は令和3年12月末、
 - ・ その他のドル建ての LIBOR は令和5年6月末、に公表を停止する方向性が示されている。
- ドル建て LIBOR に関しては、仮に令和5年6月末まで公表が継続することになったとしても、いずれ公表停止されるものであり、米国の監督当局が公表したガイダンスにおいても述べられているように、令和3年末以降、少なくとも新規契約で LIBOR を利用することは望ましくないと考えている。
- 金融庁は、これまでも令和3年末という時限を意識して、LIBOR から代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と連携してきたところ。引き続き皆様におかれては、こうした時限を意識して LIBOR 公表停止に向けた移行作業を進めていただきたいと考えている。

10. 日EU合同金融規制フォーラム/IPSF への参加について

- 令和2年11月20日に、欧州委員会やECB等と第2回日EU合同金融規制フォーラムを行った。本フォーラムは、日EU EPAに基づき、日欧間でハイレベルな議論を行うプラットフォームとして設けられているものである。

- 今回のフォーラムでは、新型コロナウイルス感染症の金融システムに与える影響のほか、再建・破綻処理や保険セクターにおける協力の強化など幅広いトピックについて意見交換を行った。
- また、金融庁はこの機会に、昨年欧州委が中心となり発足させた、サステナブルファイナンスにおける国際的なプラットフォームである IPSF への参加を表明した。IPSF は、環境関連のサステナブルファイナンスに係るベストプラクティスを促進するための情報交換や、各国の取組みの比較、障壁及び機会の特定等を目的としている。経団連からも、政府として IPSF に参加したうえで、我が国の基本的考え方・アプローチ等を積極的に紹介し、主要国の理解を得ていくことが重要であるとの提言が出されていた。日本は、スイス・欧州委員会と共に、IPSF における開示ワーキング・グループの共同議長も務めている。
- 令和3年11月のCOP26に向けて、気候変動を巡る各国の動きや国際的な議論が加速している。金融庁としても、IPSF の場で、メンバー国と協調・情報交換を行うことで、国際的なサステナブルファイナンス市場の発展に貢献していきたい。

(以 上)